

(平成22年5月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
国民年金の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未納であるとの回答を得た。

私の兄が国民年金の加入手続を行い、申立期間当時の保険料についても兄が家族の分を含めて納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料に未納は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする当時同居していた申立人の兄は、昭和 36 年 4 月から国民年金の 10 年年金に加入しており、その加入期間に未納期間が無く、申立人の兄の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況から申立人の国民年金加入手続は、昭和 36 年 9 月以前に行ったと推認でき、加入手続を行った時点において、申立期間は現年度納付をすることが可能であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は当時同居していた申立人の姪と連番で払い出されていることから、同じ時期に加入手続されたものと考えられ、申立人の姪に照会したところ、「国民年金の加入手続や納付は父が行っていた。」と供述している上、申立人の姪は申立期間において納付済みとなっていることを踏まえると、納付意識の高かった申立人の兄は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間、47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで  
③ 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私が 20 歳になったところに、母親が A 区役所 B 出張所で国民年金の加入手続き、国民年金保険料を納付していたはずである。

また、昭和 41 年 7 月に C 市に転入してからの国民年金保険料は私がすべて納付していた。主人は開業医であり、経済的に困るようなことは無く、生活上の変化も無かったので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 6 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得年月日から、申立人は昭和 40 年 4 月から同年 7 月までの間に加入手続き、資格取得日を 20 歳到達時の 39 年\*月\*日まで遡さかのぼったものと推察され、そのころに加入手続きしたとすれば、申立期間①は現年度又は過年度納付が可能である上、申立期間①直後の昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月までの期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立人の加入手続きを行った母親が、申立期間①の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②は 24 か月及び申立期間③は 3 か月とそれぞれ比較的短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである上、記録上確認できる期間については、前納又は納期限内に納付していることが確認できることから、申立人の納付意識は高か

ったものと推察される。

また、申立人は、「主人は開業医であり、経済的に困るようなことは全く無く、生活上の変化も無かった。」と申し述べており、その申立内容に不自然さは認められず、納付意識が高かった申立人が、申立期間②及び③の保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 4 年 9 月まで

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 4 年 9 月までの期間は未納、昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間は全額免除期間であるとの回答を得た。

私は昭和 36 年 4 月ごろ、夫婦の国民年金加入手続を行い、60 歳になるまで保険料を納付している。申立期間当時は、自宅近くの郵便局の貯金口座から、他の公共料金と共に自動振替によって納付しており、未納や免除期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の準備期間中であつた昭和 35 年 10 月 1 日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、36 年 4 月から申立期間前の 61 年 12 月までの 309 か月にわたり国民年金保険料をすべて納付しており、その中には、申立人が地方議会議員をしていた任意加入期間も含まれており、申立人の納付意識は高かつたものと推察される。

また、昭和 56 年 4 月から 61 年 12 月までの期間は、すべて納期内に納付されていることが確認できることから、納付意識の高かつた申立人が、61 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納期内に納付し、同一年度内の 62 年 1 月から同年 3 月の保険料を納付しなかつたとは考え難い。

一方、申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間は申請免除期間、2 年 4 月から 4 年 9 月までの期間は未納期間とされているが、それぞれ 36 か月及び 30 か月と長期間である上、申立人と一緒に納付していたとする申立人の妻も、同様に申請免除期間又は未納期間とされており、ほかに申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成 4 年 9 月までの

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 6 年 1 月まで

国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 6 年 1 月までの期間は未納、昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間は全額免除期間であるとの回答を得た。

昭和 36 年 4 月ごろ、夫が夫婦の国民年金加入手続を行い、60 歳になるまで保険料を納付している。申立期間当時は、自宅近くの郵便局の貯金口座から、他の公共料金と共に自動振替によって納付しており、未納や免除期間となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度の準備期間中であつた昭和 35 年 10 月 1 日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、36 年 4 月から申立期間前の 61 年 12 月までの 309 か月にわたり国民年金保険料をすべて納付しており、その中には、夫が地方議会議員をしていた任意加入期間も含まれており、申立人の納付意識は高かつたものと推察される。

また、昭和 56 年 4 月から申立期間前の 61 年 12 月までの期間は、すべて納期内に納付されていることが確認できることから、納付意識の高かつた申立人が、昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納期内に納付し、同一年度内の 62 年 1 月から同年 3 月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間は申請免除期間、2 年 4 月から 6 年 1 月までの期間は未納期間とされているが、それぞれ 36 か月、46 か月と長期間である上、申立人と一緒に納付していたとする申立人の夫も、夫が 60 歳になるまでの期間は、同様に申請

免除期間又は未納期間とされており、ほかに申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成 6 年 1 月までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 釧路国民年金 事案 326 (事案 292 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 51 年 8 月まで

前回、昭和 36 年 4 月から 51 年 8 月までの期間について申立てし、36 年 4 月から 37 年 2 月までの期間について納付記録を訂正することが必要である旨の通知を受け取ったが、当該通知において、私が A 市役所職員に対して未納期間の保険料を遡<sup>さかのぼ</sup>って納付した部分の申立てについての説明、回答が無いのが納得できない。

今回、平成 21 年 12 月に、未納期間の保険料をまとめて納付した人物が間違いなく A 市の職員として当時在籍していた事実を市役所で確認してきたので再度申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 36 年 4 月から 51 年 8 月までの期間に係る申立てについて、申立人は、申立人の夫が共済組合に加入した 37 年 3 月の前月まで国民年金保険料を納付していたものと推認できる一方、申立人は 55 年ごろに、未納としていた期間の国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているが、申立人が供述する納付額は、その当時に遡<sup>そきゅう</sup>及納付する場合に必要となる納付額とは符合しない上、55 年当時の A 市における国民年金保険料の収納事務とも符合していないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 16 日付け昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの納付記録の訂正が必要とする通知が行われている。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする市役所職員が、当時、同市役所に在籍していた事実を同市役所にて確認したとしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。